

輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>2 検疫措置要求植物等の輸入検疫は、この要領によるほか、「輸入木材検疫要綱」(昭和 26 年 11 月 22 日付け 26 農局第 1843 号農政局長通達)、「輸入穀類等検疫要綱」(昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達)、「海上コンテナ詰輸入<u>植物等</u>検疫要領」(昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達)、「輸入木材検疫要綱の運用基準」(昭和 51 年 3 月 1 日付け 50 農蚕第 7551 号農蚕園芸局長通達)、「輸入種苗検疫要綱」(昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達)、「輸入青果物検疫要綱」(昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達) 及び「検疫指定物品検疫要綱」(令和 5 年 3 月 24 日付け 4 消安第 7162 号消費・安全局長通知) に基づき実施するものとする。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、5 の項及び 9 の項から 14 の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項から 19 の項まで、21 の項、27 の項、<u>32 の項</u>及び 40 の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物等に該当しないものとする。</p> <p>8 （略）</p>	<p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>2 検疫措置要求植物等の輸入検疫は、この要領によるほか、「輸入木材検疫要綱」(昭和 26 年 11 月 22 日付け 26 農局第 1843 号農政局長通達)、「輸入穀類等検疫要綱」(昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達)、「海上コンテナ詰輸入<u>植物</u>検疫要領」(昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達)、「輸入木材検疫要綱の運用基準」(昭和 51 年 3 月 1 日付け 50 農蚕第 7551 号農蚕園芸局長通達)、「輸入種苗検疫要綱」(昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達)、「<u>特定重要病害虫検疫要綱</u>」(昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達)、「輸入青果物検疫要綱」(昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達) 及び「検疫指定物品検疫要綱」(令和 5 年 3 月 24 日付け 4 消安第 7162 号消費・安全局長通知) に基づき実施するものとする。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、5 の項、<u>9 の項</u>及び 11 の項から 14 の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項から 19 の項まで、21 の項、27 の項及び 40 の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物等に該当しないものとする。</p> <p>8 （略）</p>

別記1（第2関係）

規則別表1の2に掲げる植物又は検疫指定物品に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物等	要求事項
1～7（略）	（略）
8 <i>Broad bean true mosaic virus</i> （ソラマメトゥルーモザイクウイルス）	<p>(1) 種子について 次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア（略） イ 採種用の親植物又は種子について、次の方法によりELISA法等の適切な血清学的診断法又は<u>RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。 (ア)・(イ)（略）</p> <p>(2) 生植物について 次のいずれかの措置を</p>

別記1（第2関係）

規則別表1の2に掲げる植物又は検疫指定物品に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物等	要求事項
1～7（略）	（略）
8 <i>Broad bean true mosaic virus</i> （ソラマメトゥルーモザイクウイルス）	<p>(1) 種子について 次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア（略） イ 採種用の親植物又は種子について、次の方法によりELISA法等の適切な血清学的診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。 (ア)・(イ)（略）</p> <p>(2) 生植物について 次のいずれかの措置を</p>

	<p>行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清学的診断法又は <u>RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。</p>
9 (略)	(略)
10 <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)	<p><u>(1) 種子について</u></p> <p>採種用の親植物について、本菌の発生が知られていない場合 <u>(栽培施設を含む。)</u> で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書</p>

	<p>行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清学的診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。</p>
9 (略)	(略)
10 <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)	<p>採種用の親植物について、本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>

	<p>に追記すること。</p> <p><u>(2) 生植物について</u></p> <p><u>輸出される植物の栽培に使用する種子は、生育後期に栽培地検査を行って本菌に侵されていないことが確認された親植物から採種されたものであること。また、当該種子から本菌の発生が確認されていないほ場（栽培施設を含む。）で栽培された植物について、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認するとともに、当該植物が輸出される前に、病徴の有無の検査を行って本菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>
11～15 (略)	(略)

別記 2 (第 2 関係)

規則別表 2 の 2 に掲げる植物に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

	(新設)
11～15 (略)	(略)

別記 2 (第 2 関係)

規則別表 2 の 2 に掲げる植物に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1～18 (略)	(略)
19 <i>Acidovorax citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(略)
20～31 (略)	(略)
32 <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 生植物について</p> <p>輸出される植物の栽培に使用する種子は、生育後期に栽培地検査を行って本細菌に侵されていないことが確認された親植物から採種されたものであること。また、当該種子から本細菌の発生が確認されていないほ場（栽培施設を含む。）で栽培された植物について、当該植物の生</p>

検疫有害動植物	要求事項
1～18 (略)	(略)
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(略)
20～31 (略)	(略)
32 <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)	<p>採種用の親植物について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(新設)</p>

	<u>育期間中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
33～41 (略)	(略)

33～41 (略)	(略)

附 則

この改正は、令和7年6月24日から施行する。ただし、第1の7項、別記1及び別記2に係る改正は同年12月23日から施行する。